

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第５項の規定に基づき変更するため、同条第７項の規定により当該地域計画案を公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該地域計画案について、市に意見書を提出することができる。

令和７年１２月２３日

東広島市長 高 垣 廣 徳



１ 縦覧期間

令和７年１２月２３日から令和８年１月５日まで

２ 縦覧場所

東広島市産業部農林水産課

３ 意見書の提出先

東広島市産業部農林水産課

４ 変更地区

- （１）平岩・川上・八本松地区
- （２）寺西・御菌宇・三ツ城地区
- （３）郷田地区
- （４）板城地区
- （５）小谷地区